

工場等における昇降機の設置に係る留意事項

平成21年2月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

事故を起こしたエレベーターは、建築基準法の規定に基づく確認申請等の記録が見つかっておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

労働安全衛生法では、積載荷重1 t未満のエレベーター及び簡易リフトは、労働基準監督署への設置報告書の提出が必要となっていますが、それとは別に建築基準法において、かご床面積1.0㎡超又は高さ1.2m超のものはエレベーターの規定が、また、かご床面積1.0㎡以下かつ高さ1.2m以下のものは小荷物専用昇降機の規定が適用されます。

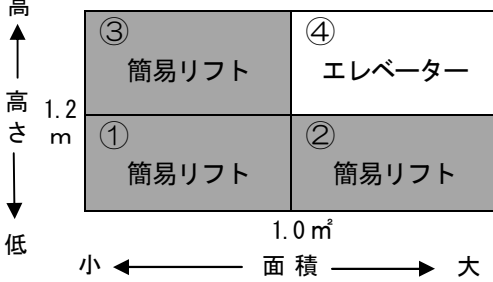

つきましては、工場等にこれらの昇降機を設置する場合は、建築基準法に基づく手続（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いいたします（一部の小荷物専用昇降機は除く）。

工場等に設置される

- ・ 簡易リフト
- ・ 1 t 未満のエレベーター

については、労働安全衛生法に基づく設置報告書の提出とは別に、原則として、建築基準法に基づく建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。

【参考】労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25 t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超 ● 簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下 	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター かごの面積1㎡超又は高さ1.2m超 ● 小荷物専用昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下  <p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>

○お問い合わせ先

三田市都市整備部計画室建築指導課建築指導係

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

TEL 079-559-5115（直通） FAX 079-559-7400